○大野市中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱

令和４年３月３１日

告示第９８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で事業を営む中小企業及び個人事業主（以下「中小企業者等」という。）の人材育成を支援するため、業務に必要な技術又は知識の習得に取り組む中小企業者等に対し、大野市中小企業者等人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて大野市補助金等交付規則（昭和５７年規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等のうち、市内に本店を置く法人又は市内で事業を営む個人で、市税に滞納がないものとする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める資格取得等のために負担した受験料等の費用とする。

(1) 補助対象資格　国家資格、公的資格及び民間資格で補助対象者の稼ぐ力の向上につながる（売上の増加又は生産性の向上が定量的に示せる）もの

(2) 補助対象研修　研修及び講座等の修了が補助対象資格の取得と同等又はこれに準ずると市長が認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 受験料等の費用が、単独で１０，０００円未満のもの

(2) 他の補助金の交付の対象となるもの

(3) 普通自動車免許、普通自動二輪車免許等業務外で必要となるもの

(4) 前３号のほか、市長が適当でないと認めたもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の表に掲げるとおり（１，０００円未満の端数切捨て）とし、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、１の年度につき、１人当たり３５，０００円を上限とし、１補助対象者当たり３人を上限とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象資格・研修の種類 | 補助金の額 |
| IT資格、DX資格、Webデザイン資格等デジタルを活用して売上の増加又は生産性の向上を図るもの | 補助対象経費に３分の２を乗じて得た額 |
| 上記以外 | 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額 |

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第１号）に別表第１に定める書類を添えて、事業の着手日（補助対象資格の受験日又は補助対象研修の受講日）までに市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付申請は、同一の補助対象事業者につき１会計年度において、１回とする。

（実績報告）

第６条　事業者は、事業が完了したときは、補助事業等完了実績報告書（規則様式第５号）に別表第１に定める書類を添えて、補助事業を実施する年度の２月末日までに市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第７条　補助事業者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附　則（令和５年告示第１５７号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年告示第７９号）

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

別表第１（第５条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等交付申請書添付書類 | 補助事業等完了実績報告書添付書類 |
| ①事業計画書（様式第１号）  ②補助対象資格又は補助対象研修の内容が確認できるパンフレットその他これに類する書類の写し  ③補助対象資格の受験料又は補助対象研修の受講料が確認できる書類の写し  ④その他市長が必要と認める書類 | ①事業実施報告書（様式第２号）  ②補助対象資格を受験し、又は補助対象研修を修了したことが確認できる書類の写し  ③補助対象資格の受験料又は補助対象研修の受講料の領収書の写し  ④その他市長が必要と認める書類 |

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）